



2022年12月20日

各 位

会 社 名 Atlas Technologies株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 浩司
(コード番号：9563 東証グロース市場)
問合せ先 取締役コーポレート 本部長 高橋 みのり
(TEL 03-6821-1612)

内部統制システム構築の基本方針一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。その他の部分につきましては、変更ございません。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は「人と産業の可能性を、解き放つ」という経営理念のもと、あらゆる産業とFintechの融合を図ることをミッションとして掲げ、役員および従業員が実践すべき5つのバリューを制定し、経営の透明性を高め、持続的な発展と企業価値の向上に努めます。これらの取り組みをさらに推し進めるため、以下の各項目の体制を整備・実施し、業務の適正を確保してまいります。

当社のすべての取締役、執行役員および従業員は、人権を尊重し、関係法令・国際ルールおよびその精神を遵守し、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていくため、コンプライアンス規程に定められた行動基準に従って厳格に行動いたします。

1. 取締役の業務執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程に則って適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督し、法令や定款に違反する行為を未然に防止する。
- (2) 取締役は、コンプライアンス規程に則って、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (3) 取締役は、当社に関し重大な法令・定款違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス規程に則って取締役会に報告し、外部専門家と協力しながらその是正を図る。
- (4) 適切なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため、社外取締役および社外監査役を選任し、取締役は、社外の客観的な視点を踏まえた大局的な判断を行う。
- (5) 取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について適切に評価・報告を行う。
- (6) 監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ管理規程に則って情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録・電子署名等への対応を図るとともに、取締役会議事録・経営会議議事録・稟議等は、文書管理規程に則って保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を定め、代表取締役社長を統括責任者として総合的な危機管理体制を構築・整備し、その推進を図る。
- (2) 各組織において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスク程度に応じた対策を講じることにより、リスクの回避や低減措置を図る。
- (3) 経営に影響を及ぼす重要なリスクについては経営会議等でリスクを協議し、決定された対応方針に基づいて、主管部署が関連部署と協同して必要な対策を実施する。
- (4) 緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、リスク管理規程に基づいて、人命を尊重し、地域社会への配慮と貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とする危機管理を推進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務分掌規程および職務権限規程において明確化された職務分掌および権限に基づく高度な分業体制によって、業務を推進する。
- (2) 職務の執行に関する重要事項については、定期的開催される経営会議において共有および議論を行い、その議論の内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。
- (3) 取締役会の決議事項、経営会議の審議事項は、執行役員、ディレクター等を通じてすみやかに各部署に伝達され、業務が執行される。
- (4) 業務運営状況について、内部監査を実施してその状況を把握し、改善を図る。

5. 執行役員および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程に則って、事業活動における法令遵守と、倫理的行動をより高める施策を推進する。
- (2) 法務ユニットは、コンプライアンス推進やハラスメント防止の教育を行うとともに、各部門におけるコンプライアンスやハラスメントに関するリスク管理を支援する。
- (3) 内部統制システムの実効性を確保するため、社外に内部通報相談窓口を置き、不祥事の未然防止、早期発見、再発防止に努める。
- (4) 執行役員および使用人の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を設置する場合は、必要な員数および求められる資質の検討その他の当該使用人の任免に関する事項、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保した体制とする。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に服する旨を、取締役および従業員に対して周知徹底する。

8. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会および経営会議等の重要会議に出席し、業務執行と管理にかかわる情報・内部統制の実効性にかかわる情報を適時入手できる体制を構築・運用する。
- (2) 取締役、執行役員および従業員は、監査役に対し、法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。
- (3) 監査役は、取締役や執行役員等の業務執行責任者に直接、業務執行についての報告を求めることができる。
- (4) 取締役、執行役員および従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れ、あるいは著しい損害を及ぼす事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為またはその恐れがあることを発見が判明した場合には、口頭、電話、社内 SNS などによってすみやかに監査役に報告する。
- (5) 監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。
- (6) 監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施および助言・勧告を行うにあたっては、会計監査人や内部監査担当者との連携を図るとともに、代表取締役、業務執行取締役、執行役員およびディレクター等の重要な使用人と定期的

に会合を持ち、意見を交換することによって監査の実効性を高める。

10. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方と体制整備の状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨むことを基本方針とし、反社会勢力対応規程および反社会的勢力対応細則を定めて反社会的勢力に対して一切の利益の提供を行わない取り組みを推進する。

以上